

# 事後調査計画書

平成 15 年 8 月 1 日

広島市長様

事業者 (法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

住所 広島市中区基町 10 番 52 号

氏名 広島県

広島県知事 藤田 雄山

電話番号 082 - 228 - 2111

広島市環境影響評価条例第 30 条第 2 項の規定により、次のとおり事後調査計画書を提出します。

対象事業の名称	出島埋立地区廃棄物処分場設置
事後調査の種類	工事の実施中 工事の完了後
工事の着手又は完了の年月日	平成 15 年 8 月 1 日
事後調査の項目及び手法	別紙のとおり
事後調査を行う期間	平成 15 年 8 月 ~ 平成 18 年後半
事後調査報告書の提出の時期	毎年 6 月末
その他	事後調査は毎年度入札により委託して行う計画です。平成 15 年度は次の業者へ委託しています。 名称 東和科学(株) 代表者 郷田 文吾 所在地 広島市中区舟入町 6 番 5 号

(注) 1 事後調査の全部又は一部を他の者に委託して行う場合には、その者の氏名及び住所 (法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地) を「その他」の欄に記載してください。

2 記載事項を枠内に記入できないときは、別紙に記載し、添付してください。

別 紙

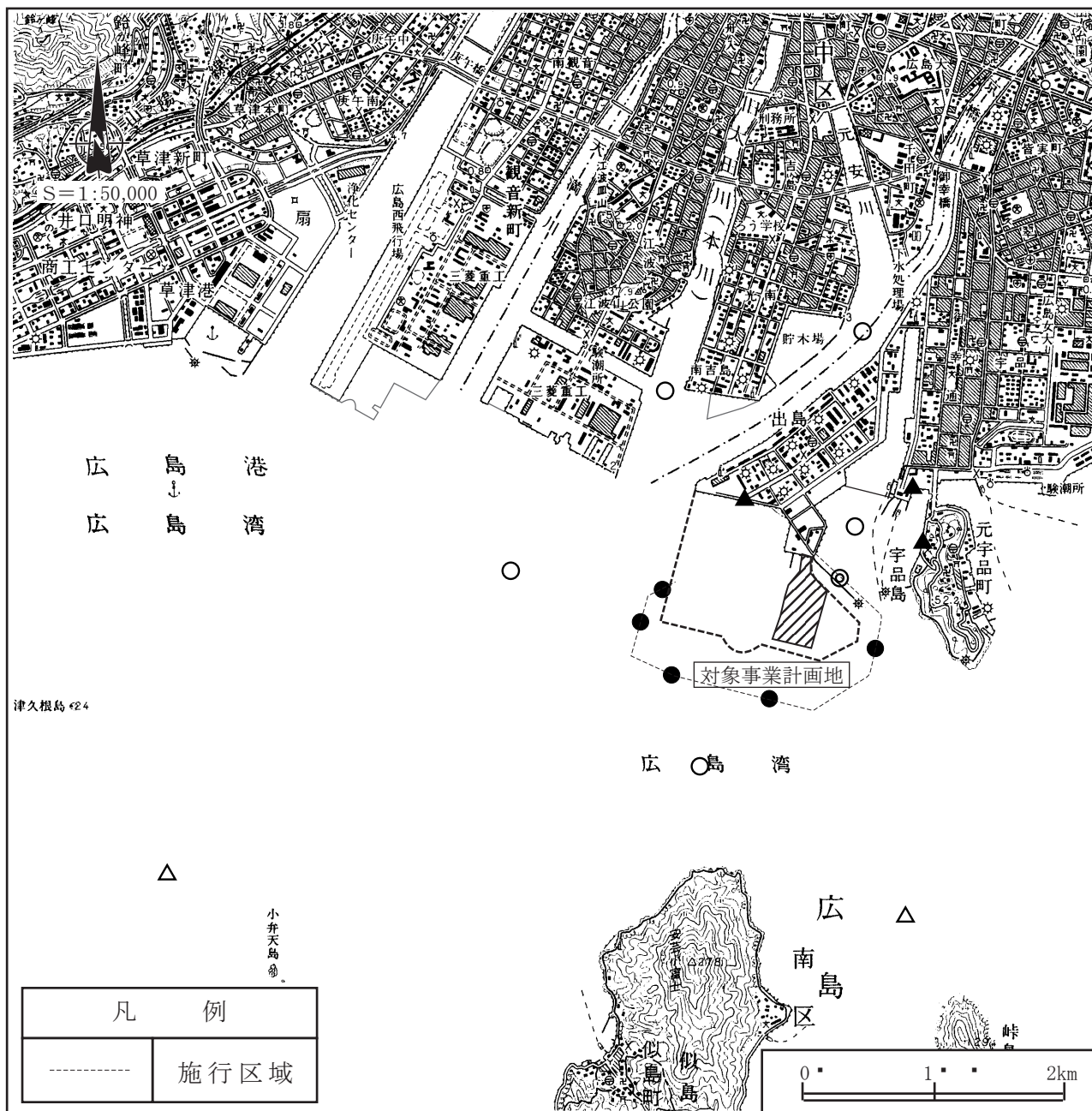
工事の実施中における事後調査の項目および手法

本事業における工事の実施中の事後調査の項目および手法は、表 - 1 に示すとおりである。  
また、調査地点は、図 - 1 に示すとおりである。

表 - 1 工事の実施中における事後調査の項目及び手法等

項 目		地 点 数 及 び 調 査 方 法
騒音	騒音	港湾整備事業既存監視点：3 地点 調査頻度：工事の最盛期（1 回 / 週）、他の時期（1 回 / 月） （平成 10 年 環境庁国事第 64 号）
水質	水質（濁度）	港湾整備事業既存監視点： 基本監視点（5 地点） 対照点（2 地点） 補助点（5 地点） 対象事業計画地追加調査：基本監視点（1 地点） 調査頻度：工事の最盛期（1 回 / 日）、他の時期（1 回 / 週） （水中濁度計）
	水質（SS）	港湾整備事業既存監視点： 基本監視点（5 地点） 対照点（2 地点） 補助点（5 地点） 対象事業計画地追加調査：基本監視点（1 地点） 調査頻度：1 回 / 週 （昭和 46 年 環境庁告示第 59 号）

- （備考）1 騒音監視調査は、港湾整備事業において既存埋立計画地周辺の 3 地点で実施されている。この地点を併用するものとする。
- 2 水質監視調査は、港湾整備事業で実施されている。基本監視点は施行区域上の地点、対照点は海域代表点、補助点は基本監視点で監視基準が満たされない場合の調査実施地点である。対照点、補助点は港湾整備事業の既存監視点と併用し、事業計画地周辺の 1 地点を基本監視点として追加する。



凡 例	
騒音振動	▲ 基本点
水質	● 基本監視点
	◎ 基本監視点(追加点)
	△ 対照点
	○ 補助点

図-1 工事の実施中における事後調査地点図